

家庭問題相談実施要綱

制 定 昭和47年6月7日
最近改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 家庭内における人間関係及び人生問題その他、市民の日常生活上の諸問題に関する相談に応じ、指導助言を行い、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(業務内容)

第2条 夫婦、親子、親族間など家庭内の問題に関する相談及び近隣、職場その他における人間関係をはじめ、人生全般についての悩みに関する相談とする。

(相談員)

第3条 相談担当者は、家庭問題専門相談員とする。

(相談場所)

第4条 相談場所は、大阪市役所市民相談室とする。

(相談日及び時間)

第5条 相談実施日時は、毎月第2・4金曜日の午後1時から午後3時までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。

2 前項の規定にかかわらず、市民局長は、相談の利用実績その他の事情に鑑みて必要と認めるときは、相談日を変更し、又は相談を実施しないことができる。

3 相談時間は1回30分とする。

(受付方法)

第6条 受付方法は事前予約制とする。

なお、事前予約で定員に達しなかった場合は、予約受付期間終了後から、窓口にて先着順で受け付ける。

(相談費用)

第7条 相談者の相談費用は無料とする。

(所管)

第8条 家庭問題相談に関する事務は、市民局で処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年2月9日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。